

【呉市】端末整備・更新計画

1 端末整備・更新の考え方

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	13,384	12,942	12,285	11,720	11,018
② 予備機を含む 整備上限台数	15,391	14,883	14,127	13,478	12,670
③ 整備台数 (予備機除く)	0	12,285	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	12,285	0	0	0
⑤ 累積更新率(%)	0	94.9	100.0	104.8	111.5
⑥ 予備機整備台数	0	1,265	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	1,265	0	0	0
⑧ 予備機整備率(%)	0	10.3%	-	-	-

令和2年度にタブレット端末16,007台を小中学校に整備した。

令和7年度には、基金事業で予備機を含む13,550台を調達・整備し、小中学校及び義務教育学校分として令和8年度から運用開始する予定である。

本市ではiPadを採用しているが、iPadは世代によりサイズやOSの更新期限が変化する。そのため、学校での運用にあたり、世代が混在した場合、卒業・入学・転出入時の混乱が想定される。これらのことから全市一括で端末更新を行い、世代及び運用の統一を図る。

2 更新対象端末のリユース，リサイクル，処分について

(1) 対象台数：16,007台

(2) 処分方法

2,457台については、校長・教頭等の管理職用端末，教職員・ICT支援員等の授業・業務での使用端末，オンラインでの授業配信用補助端末として使用するなど，学校の要望を確認し活用する。

13,550台については，基金事業で更新する際に，使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律又は資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき，確実に国内で再資源化するよう定め，令和8年度に製造メーカー等による引き取りや処分を行う。

- ・使用済端末を小中学校・義務教育学校などで再利用：2，457台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者に再利用・再資源化を委託：
13，550台

(3) 端末のデータ消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う
- ・処分事業者へ委託する

(4) スケジュール（予定）

- ・令和7年6月 新規導入端末の事業者と契約
- ・令和8年4月 新規導入端末の使用開始
- ・令和8年6月 使用済端末の事業者への引き渡し

(5) その他特記事項

現行端末は、購入により整備を行っている。

次期端末については、リースにより整備する。